

# 石川県公報

平成31年2月8日（金曜日）

号 外

（第 3 号）

## 目 次

監査委員  
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

## 監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年2月8日

石川県監査委員 浜 田 孝  
同 岡 部 朋 代

（政務活動費に係る住民監査請求の監査結果）

### 第1 住民監査請求の内容

#### 1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

#### 2 請求書の提出

平成30年12月14日

#### 3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。）

(1) 政務活動費の根拠規定は、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づく石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「石川県条例」という。）である。

政務活動費は、「議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部」との法規定を具体化する石川県条例が規定した公金であるゆえに、石川県条例第2条第1項規定の政務活動に要する経費として、石川県議会の会派及び議員（以下「議員等」という。）に対して、精算を必要とする概算払支出で石川県は交付している。

すなわち、政務活動費は、概算払支出した石川県条例規定の政務活動に要する経費である。

政務活動費の交付を受けた議員等は、政務活動に要する経費支出について、当該年度の政務活動費収支報告書及び当該「支出を証する書面の写し」を、交付年度の翌年の「4月30日までに議長に提出しなければならない。」

政務活動費を政務活動に要する経費ではない他経費に充当支出した議員等は、目的外の違法支出をしたことになる。

(2) 政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「マニュアル」という。）は石川県議会が作成したものではあるが、条例規定の経費の内容に該当しないマニュアル規定の「支出費目」経費は法第100条第14項規定の政務活動に要する経費とは認められない。

条例規定の政務活動に要する経費の内容に該当しないマニュアル規定「支出費目」経費へ政務活動費を充当支出している議員等の支出は、違法支出である。

(3) 条例第2条第2項の別表規定の調査研究費の内容は、「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関す

る調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費」である。

上記経費の内容と異なる経費支出は、目的外支出であり、違法支出である。

田中哲也議員の調査研究費支出では、事実証明書1記載のとおり、140支出で95万7143円の政務活動費を充当支出しているのであるが、政務活動に要する経費とは認められない懇親会費等の会費40支出(2番乃至4番、9番、11番乃至15番、17番、19番乃至21番、23番、26番、32番、39番、51番、52番、70番、76番、79番、91番、92番、97番乃至103番、106番、108番、109番、117番、119番、120番、129番、131番、134番)だけでなくすべての経費支出が当該各支出を裏付ける同議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額の134万4718円との差額38万7575円が支出を裏付ける書面がない違法支出であるから134万4718円全額が違法支出であり、同議員の違法支出額も同額である。

八田知子議員(以下「八田議員」という。)の調査研究費支出では、事実証明書2記載のとおり、106支出で123万9675円の政務活動費を充当支出しているのであるが、政務活動に要する経費とは認められない高速道路通行料32支出(4番、5番、12番、14番、15番、17番、20番、23番、34番、38番、39番、46番、48番、50番乃至53番、55番乃至58番、61番、62番、64番、68番、74番、75番、81番、83番、91番、97番、99番)及び各種団体への年会費等28支出(8番、16番、24番、25番乃至31番、36番、40番乃至42番、44番、49番、63番、76番乃至78番、80番、85番、98番、100番乃至104番)等すべての経費支出が当該各支出を裏付ける同議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額の133万6134円との差額9万6459円も支出を裏付ける書面がない違法支出であるから133万6134円全額が違法支出であり、同議員の違法支出額も同額である。

- (4) 条例第2条第2項別表規定の広聴広報費の内容は、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」である。

上記経費の内容と異なる経費支出は違法支出である。

広聴広報費の経費の性質上、政務活動の側面とともに後援会活動の側面も有する経費であることから当該経費支出額の2分の1額を政務活動費充当額とする経費である。そのため、当該経費支出額の2分の1額を超える政務活動費充当額は違法支出額である。

加えて、目的外支出、当該支出を裏付ける書類が無い支出及び後援会活動である事実が明白な支出は、全額、違法支出である。

富瀬 永議員(以下「富瀬議員」という。)の広聴広報費支出は、事実証明書3記載の21支出で当該充当金額187万8808円のうち違法充当額が96万4199円で、収支報告書記載額との差額1036円を加えた96万5235円が同議員の違法支出額である。

吉崎吉規議員(以下「吉崎議員」という。)の広聴広報費支出は、事実証明書4記載の34支出で当該充当金額182万1001円のうち違法充当額が106万0758円で、収支報告書記載額との差額777円を加えた106万1535円が同議員の違法支出額である。

横山隆也議員(以下「横山議員」という。)の広聴広報費支出は、事実証明書5記載の19支出で当該充当金額160万3087円のうち違法充当額が80万3043円で、収支報告書記載額との差額2368円を加えた80万5411円が同議員の違法支出額である。

田中敬人議員の広聴広報費支出は、事実証明書6記載のすべてが後援会活動の経費支出であるから、27支出で当該充当金額159万4420円的全額が違法支出額である。

金原 博議員(以下「金原議員」という。)の広聴広報費支出は、事実証明書7記載の22支出で当該充当金額144万1631円のうち69万9946円が同議員の違法支出額である。

室谷弘幸議員(以下「室谷議員」という。)の広聴広報費支出は、事実証明書8記載の8支出で当該充当金額138万7131円のうち75万1881円が同議員の違法支出額である。

作野広昭議員(以下「作野議員」という。)の広聴広報費支出は、事実証明書9記載の22支出で当該充当金額120万5323円のうち75万8592円が同議員の違法支出額である。

- (5) 条例第2条第2項の別表規定の事務費の内容は「会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」である。

上記経費の内容と異なる「議員が行う」政務「活動に係る事務の遂行に要する経費」ではない支出及び「議員が行う」政務「活動に係る事務の遂行に要する経費」である事実を証する書面を提出していない経費支出は違法支出である。

作野議員は、事実証明書10記載の104支出で97万3333円を政務活動費で充当支出しているが、「自動車リース料金」12支出（1番、10番、20番、29番、37番、46番、53番、62番、70番、82番、89番、98番）は事務費の内容規定に該当する経費ではなく、ガソリン代金、電話料金、NHK料金及びあさがおテレビ利用料金は当該各充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していないから、それら経費支出合計79支出の合計充当支出額77万0538円は同議員の違法支出額である。

安居知世議員（以下「安居議員」という。）は、事実証明書11記載の139支出で91万2095円を政務活動費で充当支出しているのであるが、「自動車リース料金」12支出（9番、19番、30番、39番、52番、61番、74番、86番、97番、111番、122番、134番）は事務費の内容に該当する経費ではなく、ガソリン代金、固定電話使用料金、 아이폰使用料金、携帯電話使用料金及び議員電話使用料金は当該各充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していないし、10番の支出は領収証及び請求書の当該内容記載がないから、それら経費支出合計85支出の合計充当支出額74万8729円は同議員の違法支出額である。

紐野義昭議員（以下「紐野議員」という。）は、事実証明書12記載の127支出で91万1776円を政務活動費として政務活動費を充当支出しているのであるが、「自動車リース料金」12支出（6番、16番、25番、36番、46番、56番、66番、76番、88番、99番、110番、120番）は事務費の内容に該当する経費ではなく、ガソリン代金、フレッツ光基本料金、事務所電話使用料金、基本額メール等、携帯電話使用料金、PLSR、PLS2D、NHK受信料及び議員電話使用料金は当該充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していないから、それら経費支出合計108支出の合計充当支出額80万4492円は同議員の違法支出額である。

(6) 条例第2条第2項別表規定の人件費の内容は「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」である。

上記経費の内容と異なる「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」ではない支出及び「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」である事実を証する書面を提出していない支出は違法支出である（事実証明書13乃至20）。

稲村建男議員（以下「稲村議員」という。）は、被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「政務活動補助給与」として、毎月、30万円を被雇用者に支出し、15万円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、稲村議員の12支出・180万円は違法支出である。

向出 勉議員（以下「向出議員」という。）は、被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与」として、毎月、33万6528円を被雇用者に支出し、15万円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、向出議員の12支出・180万円は違法支出である。

下沢佳充議員（以下「下沢議員」という。）は、被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与として」、毎月、30万円を被雇用者に支出し、15万円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、下沢議員の12支出・180万円は違法支出である。

川 裕一郎議員（以下「川議員」という。）は、被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与（内交通費4,200円）」として、毎月、29万円4200円を被雇用者に支出し、14万7100円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、川議員の12支出・176万5200円は違法支出である。

不破大仁議員（以下「不破議員」という。）は、被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、4月乃至6月は毎月「給料として」26万円及び「交通費として」5000円を、7月乃至3月は毎月「給料として」26万5000円及び「交通費として」5000円を、被雇用者に支出し、13万2500円及び13万5000円を政務活動費で充当支出とし、6月16日に支出した労働保険料3万8223円については4分の1額9555円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、不破議員の25支出・162万2055円は違法支出である。

金原議員は、被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与」として、毎月、25万1000円を被雇用者に支出し、12万5500円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、金原議員の12支出・150万6000円は違法支出である。

和田内幸三議員（以下「和田内議員」という。）は、被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもか

かわらず、「給与」として、毎月、20万円又は23万円を被雇用者に支出し、10万円又は11万5000円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、和田内議員の12支出・135万円は違法支出である。

室谷議員は、被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であり、社会保険料の領収証書の1支出を除く12支出を備考欄記載が無い支出証明書のみを提出して、4月乃至8月に毎月23万円、9月乃至3月に毎月21万5000円を被雇用者に支出し、各2分の1額である11万5000円及び10万7500円並びに社会保険料の4分の1額である8713円を政務活動費で充当支出しているのであるが、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、室谷議員の13支出・133万6213円は違法支出である。

- (7) 上記のとおり、平成29年度政務活動費収支報告書及び領収書その他の支出を証する書面の写しを検討した結果、以下のとおり、違法支出額がある。

ア 調査研究費

|            |           |
|------------|-----------|
| (ア) 田中哲也議員 | 134万4718円 |
| (イ) 八田議員   | 133万6134円 |

イ 広聴広報費

|            |           |
|------------|-----------|
| (ア) 富瀬議員   | 96万5235円  |
| (イ) 吉崎議員   | 106万1535円 |
| (ウ) 横山議員   | 80万5411円  |
| (エ) 田中敬人議員 | 159万4420円 |
| (オ) 金原議員   | 69万9946円  |
| (カ) 室谷議員   | 75万1881円  |
| (キ) 作野議員   | 75万8592円  |

ウ 事務費

|          |          |
|----------|----------|
| (ア) 作野議員 | 77万0538円 |
| (イ) 安居議員 | 74万8729円 |
| (ウ) 紐野議員 | 80万4492円 |

エ 人件費

|           |           |
|-----------|-----------|
| (ア) 稲村議員  | 180万円     |
| (イ) 向出議員  | 180万円     |
| (ウ) 下沢議員  | 180万円     |
| (エ) 川議員   | 176万5200円 |
| (オ) 不破議員  | 162万2055円 |
| (カ) 金原議員  | 150万6000円 |
| (キ) 和田内議員 | 135万円     |
| (ク) 室谷議員  | 133万6213円 |

- (8) 請求人は、石川県監査委員に対し、当該議員の違法支出額が当該議員の不当利得であり、かつ、当該議員が民法第704条規定の悪意の受益者であることも加味して、金原議員に対し220万5946円、室谷議員に対し208万8094円、稲村議員に対し180万円、向出議員に対し180万円、下沢議員に対し180万円、川議員に対し176万5200円、不破議員に対し162万2055円、田中敬人議員に対し159万4420円、作野議員に対し152万9130円、和田内議員に対し135万円、田中哲也議員に対し134万4718円、八田議員に対し133万6134円、吉崎議員に対し106万1535円、富瀬議員に対し96万5235円、横山議員に対し80万5411円、紐野議員に対し80万4492円、安居議員に対し74万8729円、及び当該各金額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うように請求することを、石川県知事に求める。

(添付書類)

事実証明書1から事実証明書20まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会議員に交付された政務活動費に関するものであることから、石川県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。



### 第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成30年12月19日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成31年1月8日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、新たな証拠として事実証明書21から事実証明書33まで（なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。）を提出するとともに、措置請求書に関して補足説明がなされた。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 地方自治法改正（平成24年）で「政務調査費」が「政務活動費」と改称され、従来の文言「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」が「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」とされ、同時に政務活動費を充てることのできる経費の範囲が必要的条例事項とされたことなどから、条例とは別に議長が作成した規定は、政務活動費においては経費の使途基準ではなくなり、従前の判断基準は踏襲できない。

(2) 石川県監査委員は、昨年の監査でも従前どおりマニュアルを法令扱いとする監査を踏襲した。

ア 石川県条例第13条の規定は、政務活動費の交付に関し必要な事項で、政務活動費の経費に関する規定ではなく、同条を根拠としたマニュアル記載の経費が政務活動費の経費であるとする監査委員の説明は誤りである。

イ 平成21年12月17日の最高裁判決の拡大解釈として、必要的条例事項である政務活動費の経費の政務活動に要する経費の解釈や適用の可否を第一義的には県議会の責任において判断すべきものであるとする監査委員の解釈には論理の飛躍があり、合理的な説明であるとは言えない。

ウ 石川県条例に規定する会派及び議員が実施する調査研究等の活動が政務活動である。監査委員が、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられると結論したことは、石川県条例が規定している内容を否定することになる。

エ 政務活動に該当するかどうかの正しい判断方法は、石川県条例第2条第1項規定の政務活動に該当することを裏付ける書面であるかどうかを、政務活動費として、当該経費を支出した議員が議長へ提出している書面により判断することである。

(3) 請求人が違法支出があると指摘した、議員等が政務活動費支出であると報告している経費の中の支出について、石川県条例第2条第1項に規定された経費の内容に該当している経費であり、かつ、同条第2項別表に規定する政務活動に要する経費であるか否か、適法支出であるか目的外の違法支出であるかを見極めて判断することが、監査委員に求められている。

#### 2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、平成29年度に石川県議会の会派及び所属議員に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出が違法な支出であるかどうかとした。

#### 3 監査対象部局

石川県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

#### 4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成31年1月24日に政務活動費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

#### (1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」（第14項）、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（第15項）と規定されて

いる。以前、この条項は、政務調査費制度のよりどころとなっていたが、平成24年9月の地方自治法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」へと使途が明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、本県でも同年12月、議員提案により「石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月23日条例第22号）」（以下「条例」という。）及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月30日議会規程第1号）」（以下「規程」という。）を改正し、平成25年度からは、これらを根拠条例等として、「政務活動費」の運用を行っている。

なお、運用にあたっては、条例、規程の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮して「政務活動費運用基準（マニュアル）」（以下「マニュアル」という。）を定めており、上記法令のもとで、このマニュアルを政務活動費の使途等の適否を具体的に判断する際によりどころとしている。

(2) 請求人の主張に対する説明について

ア 「条例規定の政務活動に要する経費の内容に該当しないマニュアル規定「支出費目」経費へ政務活動費を充当支出している議員等の支出は、違法支出である。」との摘示について

請求人は、マニュアルは「石川県議会が作成したものではあるが、条例規定の経費の内容に該当しないマニュアル規定の「支出費目」経費は法第100条第14項規定の政務活動に要する経費とは認められない。条例規定の政務活動に要する経費の内容に該当しないマニュアル規定「支出費目」経費へ政務活動費を充当支出している議員等の支出は、違法支出である。」と主張している。

しかしながら、請求人が主張する条例規定の経費に該当しないマニュアル規定の「支出費目」経費がどの「支出費目」経費なのか不明である。

なお、マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費ごとに具体的な費目をマニュアルに例示したものである。マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費を記載しているものである。

イ 「調査研究費において、支出を裏付ける議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額との差額の支出を裏付ける書面がない支出については違法支出である。」との摘示について

(ア) 田中哲也議員について

請求人は、田中哲也議員の政務活動費に係る調査研究費の支出において、「政務活動に要する経費とは認められない懇親会費等の会費40支出だけでなくすべての経費支出が当該各支出を裏付ける同議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額の134万4718円との差額38万7575円が支出を裏付ける書面がない違法支出であるから134万4718円全額が違法支出である」と主張する。

しかしながら、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。

(イ) 八田知子議員について

a 請求人は、八田知子議員の政務活動費に係る調査研究費の支出において、「政務活動に要する経費とは認められない高速道路通行料金32支出は違法支出である」と主張する。

しかしながら、請求人が高速道路通行料金を政務活動に要する経費と認められないと主張する根拠が不明である。

b 請求人は、「各種団体への年会費等28支出等すべての経費支出が当該各支出を裏付ける同議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額の133万6134円との差額9万6459円も支出を裏付ける書面がない違法支出であるから133万6134円全額が違法支出である」と主張する。

しかしながら、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。

ウ 「広聴広報費は後援会活動の側面も有する経費であることから2分の1額を政務活動費充当額とする経費であり、2分の1額を超える充当額は違法支出額である。加えて、目的外支出、当該支出を裏付ける書類がない支出及び後援会活動である事実が明白な支出は、全額、違法支出である。」との摘示について

(ア) 請求人は広聴広報費について、「広聴広報費の経費の性質上、政務活動の側面とともに後援会活動の側面も有する経費であることから当該経費支出額の2分の1額を政務活動費充当額とする経費である。そのため、当該経費支出額の2分の1額を超える政務活動費充当額は違法支出額である」と主張する。

しかしながら、広聴広報費は、常に「政務活動の側面とともに後援会活動の側面も有する経費」でなく、必ず2分の1に按分しなければならないものではない。

なお、按分する必要のあるものは適正に按分処理されている。

(イ) 請求人は(ア)の主張に加えて、「目的外支出、当該支出を裏付ける書類がない支出及び後援会活動である事実が明白な支出は、全額、違法支出である」とし、これらの主張から、

富瀬 永議員について、「事実証明書3記載の21支出で当該充当金額187万8808円のうち違法充当額が96万4199円で、収支報告書記載額との差額1036円を加えた96万5235円が同議員の違法支出額である」、

吉崎吉規議員について、「事実証明書4記載の34支出で当該充当金額182万1001円のうち違法充当額が106万0758円で、収支報告書記載額との差額777円を加えた106万1535円が同議員の違法支出額である」、

横山隆也議員について、「事実証明書5記載の19支出で当該充当金額160万3087円のうち違法充当額が80万3043円で、収支報告書記載額との差額2368円を加えた80万5411円が同議員の違法支出額である」、

田中敬人議員について、「事実証明書6記載のすべてが後援会活動の経費支出であるから、27支出で当該充当金額159万4420円的全額が違法支出額である」、

金原 博議員について、「事実証明書7記載の22支出で当該充当金額144万1631円のうち69万9946円が同議員の違法支出額である」、

室谷弘幸議員について、「事実証明書8記載の8支出で当該充当金額138万7131円のうち75万1881円が同議員の違法支出額である」、

作野広昭議員について、「事実証明書9記載の22支出で当該充当金額120万5323円のうち75万8592円が同議員の違法支出額である」と主張する。

しかしながら、これらの支出は、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、請求人が違法支出であると主張する具体的な根拠がいずれも不明である。

エ 「事務費において、自動車リース料金は事務費の内容規定に該当する経費ではなく、ガソリン代金等充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していない経費支出並びに領収証及び請求書の当該内容記載がない経費支出は違法支出額である。」との摘示について

(ア) 作野広昭議員について

a 請求人は、作野広昭議員の政務活動費に係る事務費の支出において、「「自動車リース料金」12支出は事務費の内容規定に該当する経費ではない」と主張している。

しかしながら、請求人が「事務費の内容規定に該当する経費ではない」と主張する根拠が不明である。

b 請求人は、「ガソリン代金、電話料金、NHK料金及びあさがおテレビ利用料金は当該各充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していないから違法支出額である」と主張している。

しかしながら、これらは事務費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。

(イ) 安居知世議員について

a 請求人は、安居知世議員の政務活動費に係る事務費の支出において、「「自動車リース料金」12支出は事務費の内容に該当する経費ではない」と主張している。

しかしながら、請求人が「事務費の内容に該当する経費ではない」と主張する根拠が不明である。

b 請求人は、「ガソリン代金、固定電話使用料金、 아이폰使用料金、携帯電話使用料金及び議員電話使用料金は当該各充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していないから違法支出額である」と主張している。

しかしながら、これらは事務費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。

c 請求人は、「10番の支出は領収証及び請求書の当該内容記載がないから、違法支出額である」と主張している。

しかしながら、内容の記載がないことのみをもって、違法支出額になるものではない。

なお、「事実証明書11」の「93番(コピー機リース代)」については、違法支出とする根拠が不明である。

(ウ) 紐野義昭議員について

a 請求人は、紐野義昭議員の政務活動費に係る事務費の支出において、「自動車リース料金」12支出は事務費の内容に該当する経費ではない」と主張している。

しかしながら、請求人が「事務費の内容に該当する経費ではない」と主張する根拠が不明である。

b 請求人は、「ガソリン代金、フレッツ光基本料金、事務所電話使用料金、基本額メール等、携帯電話使用料金、PLSR、PLS2D、NHK受信料及び議員電話使用料金は当該充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していないから違法支出額である」と主張している。

しかしながら、これらは事務費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。

オ 「人件費において、「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」ではない支出及び「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」である事実を証する書面を提出していない支出は違法支出である。」との摘示について

(ア) 請求人は、「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」ではない支出及び「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」である事実を証する書面を提出していない支出は違法支出である」と主張する。

しかしながら、請求人が条例で規定する「活動を補助する職員」を「専任」と主張する根拠が不明である。

(イ) 稲村建男議員について

請求人は、稲村建男議員の政務活動費に係る人件費の支出において、「被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「政務活動補助給与」として、毎月、30万円を被雇用者に支出し、15万円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、稲村議員の12支出・180万円は違法支出である」と主張している。

しかしながら、「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。

なお、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

また、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

(ウ) 向出 勉議員について

請求人は、向出 勉議員の政務活動費に係る人件費の支出において、「被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与」として、毎月、33万6528円を被雇用者に支出し、15万円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、向出議員の12支出・180万円は違法支出である」と主張している。

しかしながら、「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。

なお、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

また、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

(エ) 下沢佳充議員について

請求人は、下沢佳充議員の政務活動費に係る人件費の支出において、「被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与として」、毎月、30万円を被雇用者に支出し、15万円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、下沢議員の12支出・180万円は違法支出である」と主張している。

しかしながら、「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。

なお、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

また、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

## (オ) 川 裕一郎議員について

請求人は、川 裕一郎議員の政務活動費に係る人件費の支出において、「被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与（内交通費4,200円）」として、毎月、29万4200円を被雇用者に支出し、14万7100円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、川議員の12支出・176万5200円は違法支出である」と主張している。

しかしながら、「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。

なお、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

また、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

## (カ) 不破大仁議員について

請求人は、不破大仁議員の政務活動費に係る人件費の支出において、「被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、4月乃至6月は毎月「給料として」26万円及び「交通費として」5000円を、7月乃至3月は毎月「給料として」26万5000円及び「交通費として」5000円を、被雇用者に支出し、13万2500円及び13万5000円を政務活動費で充当支出とし、6月16日に支出した労働保険料3万8223円については4分の1額9555円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、不破議員の25支出・162万2055円は違法支出である」と主張している。

しかしながら、「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。

なお、これらの人件費及び労働保険料については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

また、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

## (キ) 金原 博議員について

請求人は、金原 博議員の政務活動費に係る人件費の支出において、「被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与」として、毎月、25万1000円を被雇用者に支出し、12万5500円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、金原議員の12支出・150万6000円は違法支出である」と主張している。

しかしながら、「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。

なお、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

また、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

## (ク) 和田内幸三議員について

請求人は、和田内幸三議員の政務活動費に係る人件費の支出において、「被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であるにもかかわらず、「給与」として、毎月、20万円又は23万円を被雇用者に支出し、10万円又は11万5000円を政務活動費で充当支出しており、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、和田内議員の12支出・135万円は違法支出である」と主張している。

しかしながら、「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。

なお、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

また、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

## (ケ) 室谷弘幸議員について

請求人は、室谷弘幸議員の政務活動費に係る人件費の支出において、「被雇用者が専任職員ではない継続雇用者であり、社会保険料の領収証書の1支出を除く12支出を備考欄記載がない支出証明書のみを提出



して、4月乃至8月に毎月23万円、9月乃至3月に毎月21万5000円を被雇用者に支出し、各2分の1額である11万5000円及び10万7500円並びに社会保険料の4分の1額である8713円を政務活動費で充当支出しているのであるが、各支出に対応する当該政務活動を補助する事実を証する書面を提出していない。それゆえ、室谷議員の13支出・133万6213円は違法支出である」と主張している。

しかしながら、「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。

なお、これらの人件費及び社会保険料については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

また、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

#### カ 各議員の「違法支出額」について

請求人は、田中哲也議員ほか16議員には、違法支出額があると主張している。

しかしながら、これまで述べてきたとおり、当該政務活動費の支出はいずれも条例、規程及びマニュアルに定められた規定を満たし、政務活動費制度の趣旨のもと、議員の適切なる判断により執行されていると認められることから、何ら違法性はないと考える。

#### キ 「違法支出額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うように請求することを、石川県知事に求める。」との摘示について

請求人は、違法支出額に対する遅延損害金を支払うよう主張しているが、違法支出はないことから、遅延損害金は発生しない。

#### (3) 政務活動費制度の議員への周知について

議会では、事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者にマニュアルを配付している。また、新人議員に対しても当選後直ちに説明会を開いている。

なお、マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、さらなる周知徹底を図っている。

#### (4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、条例第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書等、具体的には政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、必要に応じ提出を求め、確認している。

#### 5 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員に対し、文書による調査を行った。

#### 第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

平成29年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係各議員の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

#### 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

##### (1) 政務活動費制度

###### ア 根拠法

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。

###### イ 根拠条例等



上記アの規定を受け、本県では、「石川県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)及び「石川県政務活動費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)を制定し、これを根拠条例等としている。その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲 (条例第2条)

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表(第2条関係)

| 政務活動に要する経費      | 内 容  |
|-----------------|--|
| 調 査 研 究 費       | 会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費   |
| 研 修 費           | 一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費<br>二 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 広 聴 広 報 費       | 会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費  |
| 要 請 陳 情 等 活 動 費 | 会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費   |
| 会 議 費           | 一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費<br>二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費                            |
| 資 料 作 成 費       | 会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費   |
| 資 料 購 入 費       | 会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費  |
| 事 務 所 費         | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費   |
| 事 務 費           | 会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費  |
| 人 件 費           | 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費  |

(イ) 政務活動費の交付対象 (条例第3条)

政務活動費は、石川県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

(ウ) 政務活動費の額等 (条例第4条)

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

(エ) 会派の届出 (条例第5条)

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長(以下「議長」という。)に届け出なければならない。

(オ) 会派の通知 (条例第6条)

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月5日までに、知事に通知しなければならない。

(カ) 政務活動費の交付の決定等 (条例第7条)

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

(キ) 政務活動費の請求、交付等 (条例第8条)

会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(ク) 収支報告書 (条例第9条)

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し(第11条第1項において「領収書等の写し」という。)を併せて提出しなければならない。

らない。

(ケ) 政務活動費の返還(条例第10条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(コ) 収支報告書等の保存及び閲覧(条例第11条)

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(サ) 議長の調査及び透明性の確保(条例第12条)

議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(シ) 収支報告書の写しの送付(規程第5条)

議長は、条例第9条第1項から第3項までの規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ス) 証拠書類の整理等(規程第7条)

会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 条例の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等

政務活動費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の活性化を図り、審議能力を強化する目的をもって、平成12年の法の一部改正により、政務調査費制度として法制化された。その後、平成24年9月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、加えて議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に条例及び規程が改正され、平成25年3月1日から施行されたところである。

これに併せて、県議会では、石川県議会基本条例に基づき設置された県議会改革推進会議において、政務調査費運用基準の見直しの検討が開始され、同会議の実務研究組織として設置された政務活動費マニュアル検討小委員会での様々な論議を経て新たに石川県政務活動費運用基準が策定され、同年4月1日から運用が開始された。

また、県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たな運用基準を遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど周知を図っている。

なお、議員提案により、平成29年3月に条例及び規程が改正され、同年4月1日から施行されたところであり、これに併せて、県議会では、石川県政務活動費運用基準の見直しが行われ、平成29年度交付分から適用することとされた。

この条例改正により、これまでの「政務活動費収支報告書」に加え、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」が閲覧の対象とされ、平成28年度以後に交付される政務活動費について適用されることとなった。

イ 石川県政務活動費運用基準(以下「マニュアル」という。)について

マニュアルは、条例及び規程の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮しながら、県議会において策定されたものであり、これらの根拠法令のもとで、政務活動費に充てることができる経費の範囲及び使途等の適否を具体的に判断するよりどころとなっている。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第9条第4項による「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が保管している。

マニュアルによれば、政務活動費に充当できる費目のうち、今回の措置請求に関連のある主な項目（支出内容、積算又は充当限度等）については、以下のとおりとしている。

(ア) 調査研究費

・交通費

JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶、タクシー等、レンタカー、高速道路等利用料、駐車料金：実費

自家用車利用経費（ガソリン代）：

年間を通じて「① 走行距離で積算する場合 1km当たり37円（本県応招旅費の現行単価）」

又は「② 按分する場合 1台限り、1/3以内（この場合は一括して事務費に計上）」のどちらかの方法を選択する。

・宿泊料（国内の場合）

1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など：

実費とし、費用弁償の額を上限とする。

（甲地 14,800円、乙地 13,300円）

・借上料

会場借上料、機材借上料：実費

・印刷製本費

コピー代含む資料印刷費：実費

・通信運搬費

郵便料等文書通信費：実費

・会費等

実費（ただし、飲食を伴う場合は5,000円以内）

・消耗品費

事務用消耗品、看板製作代：実費

・食糧費

飲食代、弁当代：実費（1人当たり5,000円以内）

茶菓子等：実費（1人当たり1,000円以内）

(イ) 広聴広報費

自家用車利用経費（ガソリン代）、郵便料等文書通信費、インターネット接続料、ホームページのプロバイダ利用料、看板製作代など：調査研究費の基準に同じ。

(ウ) 事務費

固定電話・FAX回線利用料：

政務活動専用事務所の場合は実費。政治団体事務所又は住居等を兼ねる場合は、1/2以内で按分、両方を兼ねる場合は、1/3以内で按分

携帯電話利用料（1台限り）、インターネット接続料：按分（1/2以内）

事務用消耗品、パソコン・コピー機等の事務用機器、電話・FAX等の通信機器：

実費（取得価格1件10万円以内。ただし、パソコンは15万円以内、コピー機は60万円以内で1/2以内の按分）

自動車リース代：

リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る。リース会社との契約に限る。1台限り、按分（1/2以内）かつ年間60万円を限度とする。

コピー機等事務機器リース代：按分（1/2以内）

ガソリン代：月毎に按分して充当する場合、1台限り、1/3以内

(エ) 人件費

政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料：

勤務実態があること、雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えること、源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要。実費。按分の場合、議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15

万円以内、会派が雇用する場合は2/3以内。議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可。  
 親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）を雇用した場合は、充当不可  
 なお、マニュアルには、議員の適切な判断に資するよう、政務活動費を充当するのに適しない例とされている下記の経費に係る参考事例が記載されている。

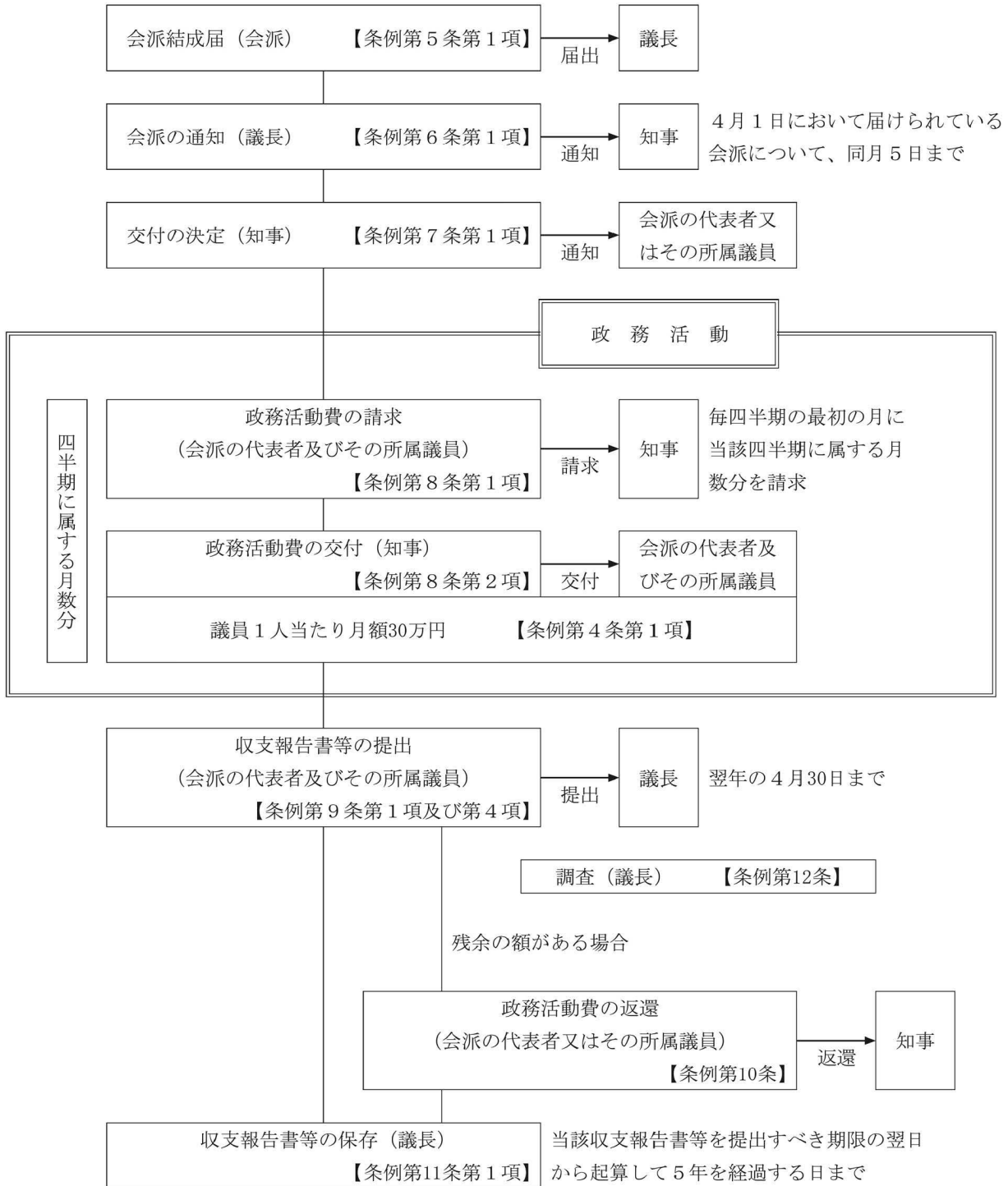
- ①政党活動、②選挙活動、③後援会活動、④私的経費

上記経費に加え、下記科目及び費目について参考事例が記載されている。

- ①会議費、②事務所費、③会費

(3) 政務活動費交付手続の流れ

政務活動費の交付手続については、次のとおりである。



## 2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明、関係人調査等に基づき、次のとおり判断する。

### (1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項においては、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しているように、その提出先は、議会の代表者である議長となっている。

これらを踏まえ、本県の政務活動費の交付に関する事務については、条例が制定され、当該条例第2条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」と、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定するほか、第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」との規定に基づき規程が定められ、運用の基準となるマニュアルについても議会が定めている。

このように、条例及び規程や政務活動費の運用の基準は、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて知事が一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示されている。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とも述べている。

このように、県議会における会派の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

### (2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」との判決（平成22年3月23日最高裁判決）や「議員の調査研究に直接役立つか、これに密接に関連して必要な費用に限定すべき合理的理由はなく、調査研究のために有益な費用も含まれる。」との判決（平成16年4月14日東京高裁判決）、さらには、「会派の活動は、(中略) その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略) 極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」との判決（平成19年2月9日札幌高裁判決）にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

### (3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会及び議員活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件措置請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、明らかに条例に違反したもの以外は適法と認め、経費の具体的な内容まで論じないこととした。

ただ、今回の請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な用途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員に対し、関係人調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出基準（マニュアルの解釈及び運用）について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについては、議会事務局が説明しているように、政務活動費を充てることができる経費の一層の具体化を図るため、条例、規程等の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮しながら策定されたものである。マニュアルは法規範性を有するものではないが、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲の内容が概括的であること、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設されたこと等を考慮すると、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえこれらの内容を一層具体的に細目化したものと考えられることから、これら根拠法令のもとで政務活動費に充てることができる経費の適否判断のよりどころとすることが相当である。

(5) 「調査研究費において、支出を裏付ける議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額との差額の支出を裏付ける書面がない支出については違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、田中哲也議員及び八田知子議員の調査研究費支出において、「支出を裏付ける議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額との差額の支出を裏付ける書面がない支出については違法支出である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。」旨の説明があった。

また、関係人調査においても、「いずれも政務活動の調査研究のために支出した参加費、各会費、交通費等であり、マニュアルの用途基準に則った適正な支出である。」こと、請求人が摘示する「収支報告書の調査研究費支出額欄記載額との差額の支出を裏付ける書面がない支出」についても「調査活動を行うための移動に要する経費を1kmあたり37円として積算したガソリン代で、マニュアルに基づいて計上したものであり、適正である。」旨の回答があった。

加えて、個々の用途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「調査研究費において、支出を裏付ける議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額との差額の支出を裏付ける書面がない支出については違法支出である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

(6) 「広聴広報費は後援会活動の側面も有する経費であることから2分の1額を政務活動費充当額とする経費であり、2分の1額を超える充当額は違法支出額である。加えて、目的外支出、当該支出を裏付ける書類がない支出及び後援会活動である事実が明白な支出は、全額、違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、富瀬 永議員、吉崎吉規議員、横山隆也議員、田中敬人議員、金原 博議員、室谷弘幸議員及び作野広昭議員の広聴広報費支出において、「広聴広報費は政務活動の側面とともに後援会活動の側面も有する経費であることから当該経費支出額の2分の1額を政務活動費充当額とする経費である。そのため、当該経費支出額の2分の1額を超える政務活動費充当額は違法支出額である。加えて、目的外支出、当該支出を裏付ける書類がない支出及び後援会活動である事実が明白な支出は、全額、違法支出である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「広聴広報費は、常に「政務活動の側面とともに後援会活動の側面も有する経費」でなく、必ず2分の1に按分しなければならないものではない。なお、按分する必要のあるものは適正に按分処理されている。」、また、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されている旨の説明があった。

マニュアルにおいては、広聴広報費の通信運搬費などの支出費目として充当できるものは調査研究費の基準と同じとされており、「実費」が充当できるとされている。

また、関係人調査においても、「広報誌等の作成・発送、県政報告会会場使用料など、いずれも広聴広報活



動に要した経費であることから政務活動費として適正に支出したものであり、これらの支出について、マニュアルに基づいて政務活動以外のものが含まれる場合は、必要に応じて適正に按分充当している。」こと、請求人が「支出を裏付ける書類がない支出」と摘示する収支報告書の広聴広報費支出額欄記載額との差額についても「県政報告会会場等への移動に要した家用車ガソリン代であり、マニュアルに基づき、移動距離で積算したものである。」旨の回答があった。

加えて、個々の用途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「広聴広報費は後援会活動の側面も有する経費であることから2分の1額を政務活動費充当額とする経費であり、2分の1額を超える充当額は違法支出額である。加えて、目的外支出、当該支出を裏付ける書類がない支出及び後援会活動である事実が明白な支出は、全額、違法支出である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (7) 「事務費において、自動車リース料金は事務費の内容規定に該当する経費ではなく、ガソリン代金等充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していない経費支出並びに領収証及び請求書の当該内容記載がない経費支出は違法支出額である。」との摘示に対する判断

請求人は、作野広昭議員、安居知世議員及び紐野義昭議員の事務費支出において、「自動車リース料金は事務費の内容規定に該当する経費ではなく、ガソリン代金等充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していない経費支出並びに領収証及び請求書の当該内容記載がない経費支出は違法支出額である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「自動車リース料金」については、「請求人が「事務費の内容規定に該当する経費ではない」と主張する根拠が不明である。」、請求人が「充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していない経費支出」と摘示する支出については、「事務費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。」、また、「領収書及び請求書の当該内容記載がない経費支出」については、「内容の記載がないことのみをもって、違法支出額になるものではない。」旨の説明があった。

また、関係人調査においても、「自動車リース料金など、いずれも政務活動に係る事務の遂行に要する経費であり、マニュアルに基づいて適正に支出している。」旨の回答があった。

加えて、個々の用途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「事務費において、自動車リース料金は事務費の内容規定に該当する経費ではなく、ガソリン代金等充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していない経費支出並びに領収証及び請求書の当該内容記載がない経費支出は違法支出額である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (8) 「人件費において、「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」ではない支出及び「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」である事実を証する書面を提出していない支出は違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、稲村建男議員、向出 勉議員、下沢佳充議員、川 裕一郎議員、不破大仁議員、金原 博議員、和田内幸三議員及び室谷弘幸議員の人件費支出において、「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」ではない支出及び「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」である事実を証する書面を提出していない支出は違法支出である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「請求人が条例で規定する「活動を補助する職員」を「専任」と主張する根拠が不明である。「専任職員ではない継続雇用者への充当支出は違法支出である」と主張する根拠が示されていない。なお、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。また、按分する必要のあるものは適正に按分処理されている。」旨の説明があった。

また、関係人調査においても、「雇用契約を取り交わすとともに、住民等からの意見・要望の取りまとめ等政務活動に関する業務などに従事しており、マニュアルに基づいて給与の1/2(月額15万円が上限額)を政務活動費に充当したものであり、契約どおり勤務したことを確認している。」旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「人件費において、「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」ではない支出及び「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」である事実を証する書面を提出していない支出は違法支出である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (9) なお、議会事務局における記載内容の確認をとおして、八田知子議員については、費用項目誤り2件が、吉崎吉規議員については、支出誤り7件(102,474円)があったとして、いずれも本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書が訂正され、所要の手続が完了していることを確認した。吉崎吉規議員については、支出誤りの額があったものの、既に返還されており、議員の不当利得により、県に損害を与えているとは認められなかった。

(10) 結び

上記(1)から(8)までの論述でも明らかなように、請求人が求める(5) 調査研究費において、支出を裏付ける議員提出書面では政務活動に要する経費支出であるとは言えないこと及び収支報告書の調査研究費支出額欄記載額との差額の支出を裏付ける書面がない支出については違法支出であること、(6) 広聴広報費は後援会活動の側面も有する経費であることから2分の1額を政務活動費充当額とする経費であり、2分の1額を超える充当額は違法支出額である。加えて、目的外支出、当該支出を裏付ける書類がない支出及び後援会活動である事実が明白な支出は、全額、違法支出であること、(7) 事務費において、自動車リース料金は事務費の内容規定に該当する経費ではなく、ガソリン代金等充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を提出していない経費支出並びに領収証及び請求書の当該内容記載がない経費支出は違法支出額であること、(8) 人件費において、「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」ではない支出及び「議員が行う」政務「活動を補助する」専任「職員を雇用する経費」である事実を証する書面を提出していない支出は違法支出であることとの主張については、

ア 政務活動費の支出に関する事務処理については、「政務活動報告書」、「領収書・政務活動費支出証明書」、「県外等政務活動結果報告書」及び「海外政務活動結果報告書」をもとに、いずれもその支出内容、根拠を十分確認していること

イ 一部の支出については、議員本人からの自主的な申し出により、費用項目誤り及び支出誤りによる収支報告書の修正があったものの、県に損害を与えているとは認められなかったこと

ウ その他の支出については、明らかに使途基準に違反するものは認められず、関係人調査における事実確認を通じて、その内容は、それぞれ政務活動の実態があるものと認められること

などから、使途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

よって、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

## 第6 監査委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに違反する違法又は不当な支出は認められず、また、制度の運用等においても直ちに違法と思料されるものはなかった。

しかしながら、今回、政務活動費の一部で誤りがあったことは遺憾である。政務活動費の原資は公金であり、厳格な精査・確認が求められる。

政務活動費の使途については、全国的に政務活動費の私的流用や不適切な使用が一部で明らかとなっていることなどから、依然として県民、国民の関心が高い。

こうした中、県議会においては、これまでも使途の透明化と制度運用の適正化に向けた取組を進めてきており、平成29年度からは前年度分の収支報告書をホームページ上で公開し、政務活動費支出に係る領収書等の写しについても議会図書室での閲覧の対象に加えるとともに、県民等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の制限を撤廃した。さらに、運用の基準の明確化を図るためマニュアルの改訂を行い、平成29年度以後に交付された政務活動費に適用されている。

県議会においては、これまでの経過等も踏まえ、使途基準等の明確化や透明性の向上への取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、常に厳格な管理と高い説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配慮し、住民に対する説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

2 マニュアルは、運用の基準を明確にし、充当支出の適否の判断のよりどころとなるものであることから、随時その内容を説明するなど、引き続き周知徹底を図られたい。

3 政務活動費に係る収支報告書については、提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。

4 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精度の更なる向上に取り組まれたい。

そもそも議員等の一定の活動に対し公金を支出する本制度は、議会と執行機関の間の相互に均衡と抑制のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されているものである。ゆえに、議員等の責任において適正に執行されなければならないことを改めて認識するとともに、本制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には有効に活用し、県民の負託と信頼に応える確かな活動を強く期待し、意見とする。

